令和８年（家）第２１５６号
愛知県豊田市逢妻町３丁目27番地31
申立人　吉川恵美子
本籍愛知県犬山市字堂屋敷30番地
最後の住所本籍に同じ
死亡の場所愛知県犬山市
死亡年月日令和７年４月２日
出生の場所愛知県名古屋市中村区
出生年月日昭和19年７月30日
職業不明
被相続人　亡　仙石　　明
愛知県岩倉市下本町下市場132番地１　ｐｒｕｎｕｓ　ｓｔａｇｅ201　あいちスタートアップ法律事務所
相続財産清算人　森　　正晴
催告期間満了日　令和９年５月６日
名古屋家庭裁判所一宮支部

令和８年（家）第２００８６号
群馬県高崎市上小塙町509－１
申立人　八木　綾子
本籍群馬県高崎市箕郷町西明屋121番地７
最後の住所群馬県高崎市箕郷町西明屋121番地７
死亡の場所群馬県高崎市
死亡年月日令和８年６月９日
出生の場所群馬県高崎市
出生年月日昭和47年５月26日
職業会社員
被相続人　亡　青山　雅弘
群馬県藤岡市中栗須35番地２小林法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小林　智昭
催告期間満了日　令和９年５月６日
前橋家庭裁判所高崎支部

令和　８年（家）第２００２５号
栃木県小山市横倉新田257-5
申立人　狐塚　裕司
本籍栃木県栃木市大平町蔵井461番地
最後の住所栃木県佐野市伊賀町708番地３ナーシングホームすまいるいが
死亡の場所栃木県佐野市
死亡年月日令和５年８月16日
出生の場所栃木県鹿沼市
出生年月日昭和47年１月30日
職業　無職　被相続人　亡　渡邊　　茂
栃木県佐野市赤坂町960-12　さの総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山田　　実
催告期間満了日　令和９年５月６日
宇都宮家庭裁判所足利支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和８年（ヘ）第１号
石川県金沢市野田１丁目152番地
申立人　垣内　浩章
権利の届出の終期　令和９年１月２８日
令和８年９月２９日　小松簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　加賀市大聖寺地方町六甲35番１
宅地　185．50平方メートル
土地　加賀市大聖寺地方町六甲35番５
公衆用道路　20平方メートル
（昭和52年に35番１、35番５に分筆）
土地　加賀市大聖寺地方町六甲12番
宅地　16．52平方メートル
⑵登記年月日番号　金沢地方法務局小松支局（現在）明治38年４月６日受付第2598号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　明治38年４月６日設定
借賃　１年金150円
存続期間　９年
賃借権者　能美郡小松町字三日市町23番地
（小松市三日市町23番地）
合名会社三栄組

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和　８年（家）第　２８５号
沖縄県島尻郡南大東村字在所279番地
申立人　吉里　優子
本籍沖縄県島尻郡南大東村字池之沢348番地
最後の住所沖縄県島尻郡南大東村字在所279番地
不在者　吉里　政芳
昭和55年11月14日生
届出期間満了日　令和８年12月７日
那覇家庭裁判所

令和８年（家）第３３７０号
大阪府大阪市北区中津三丁目４番３５－２０１号
申立人　蛭町　克幸
本籍大阪府大阪市東淀川区相川三丁目３番地
最後の住所大阪府吹田市津雲台三丁目２番Ａ６－１０１号
不在者　蛭町　良幸
昭和34年4月30日生
届出期間満了日　令和9年2月2日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第３３０号
岐阜県各務原市蘇原菊園町一丁目９番地４
申立人　松永　真奈美
本籍岐阜県各務原市蘇原菊園町一丁目９番地４
最後の住所岐阜県各務原市蘇原菊園町一丁目９番地４
不在者　丸山　洋子
昭和１３年７月２６日生
届出期間満了日　令和９年２月２日
岐阜家庭裁判所

令和８年（家）第５２１号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番１２－１０４号
申立人　廣田　昭男
本籍千葉県山武市成東３０３１番地
最後の住所千葉県松戸市大橋５６番地
不在者　廣田　正男
昭和２２年１月１２日生
届出期間満了日　令和９年２月２日
千葉家庭裁判所松戸支部

失踪宣告

令和８年（家）第６４号
本籍長崎県長崎市西町31番
最後の住所長崎県長崎市西町31番12号
不在者　松尾　信也
昭和39年10月15日生
令和８年９月25日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所裁判所書記官

令和　８年（家）第　　２７号
本籍鹿児島県鹿屋市札元二丁目3747番地６
最後の住所鹿児島県鹿屋市札元二丁目3747番地６
不在者　吉留　節子
昭和８年12月15日生
令和８年９月29日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所　　鹿屋支部
裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第９３号
神奈川県横浜市港北区菊名２丁目４番６号
債務者　有限会社シー・ライフ
代表者取締役　小林　　剛
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩野　大介
４　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月３日午後２時
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第２４２９号
横浜市緑区長津田４丁目２番17号
債務者　有限会社ロビンフット
代表者取締役　小黒　信枝
１　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宍戸　留美
４　破産債権の届出期間　令和８年11月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部